

浜松市市税納税通知書等送付用封筒への広告募集要領

(目的)

第1条 この要領は、市税納税通知書等送付用封筒への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載を行う広告媒体は、市民税・県民税・森林環境税納税通知書送付用封筒、市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書送付用封筒、固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒、軽自動車税（種別割）納税通知書送付用封筒とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、浜松市広告掲載要綱（平成18年12月5日施行）第4条及び浜松市広告掲載基準（平成18年12月5日施行）の規定に準ずるものとする。

2 広告を掲載することができる者は、募集要項によるものとする。但し、市税の未納がない者に限る。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ それぞれの送付用封筒の募集要項による
- (2) 色 指定する色（封筒文字と同色）、1色刷り
- (3) その他 縦0.5cm × 横1.0cm以上で**広告**と表示する。

(広告の掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は、封筒の裏面とする。

(広告の発送時期)

第6条 広告掲載封筒の発送時期については、募集要項によるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

2 税務担当部長は、公募に代え、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載案内による募集をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、最低価格を税務担当部長が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を、指定する期日までに納付するものとする。ただし、税務担当部長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第9条 市税納税通知書送付用封筒への広告掲載希望者は、広告企画書（第1号様式）・申立書（第1の1号様式）により、直接又は郵送で、税務担当部長が指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の可否)

第10条 広告掲載の可否の決定は、第3条の規定に基づき、浜松市広告審査委員会の協議を経て、浜松市長（以下「市長」という。）が行う。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等について浜松市市税納税通知書等送付用封筒広告掲載決定通知書（第2号様式）又は浜松市市税納税通知書等送付用封筒広告非掲載決定通知書（第3号様式）により広告掲載希望者に通知する。

3 市長は、広告掲載希望者が、複数あるときは、金額の高いものを優先する。また、同額の場合は、抽選により決定する。

（広告掲載内容の承諾）

第11条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を掲載した浜松市市税納税通知書等送付用封筒広告掲載承諾書（第4号様式）又は契約書を市長に提出する。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告主は、広告原稿（完全版下原稿）を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿（完全版下原稿）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容、デザイン等の審議及び協議）

第13条 広告の内容及びデザイン等については、市及び浜松市市税納税通知書等送付用封筒の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現については、利用者が市の事業であると錯認しやすいものは禁止する。

（広告内容等の変更要求）

第14条 市長は、広告の内容及びデザインが各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第15条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（2）前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

（3）広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触しているときで、前条の規定によっても解消できないとき。

（4）その他、浜松市市税納税通知書等送付用封筒への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、広告掲載決定後、以下の理由による場合は広告掲載を取り下げができるものとする。

（1）仕様書の大幅な変更により広告掲載の目的を達成することができないとき。

(2) 市の責めに帰すべき事由により広告掲載を履行することができないとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 印刷以降は、取り下げできない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償)

第18条 広告主は、その責めに帰すべき事由により、この要領に定める事由を履行せず、浜松市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を浜松市に弁償することとする。

2 浜松市は、その責めに帰すべき事由により、この要領に定める事由を履行せず、広告主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を広告主に弁償することとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に財務部長が定める。

附 則

この要領は、平成19年8月31日から施行する。

附 則 (平成20年8月31日要領)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年7月31日要領)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日要領)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月1日要領)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年7月31日要領)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月24日要領)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年8月1日要領)

この要領は、公布の日から施行する。